

# ～宿泊型産後ケア事業～

## 出産後のお母さんと赤ちゃんを サポートします



妊娠・ご出産おめでとうございます。

鹿屋市では、出産後に頼れる人がいない、実家に頼ることが難しいなど出産後の支援者がいないお母さんと赤ちゃんをサポートするために、**宿泊型産後ケア事業**を実施しています。

【対象者】鹿屋市に住所がある方で、産後1年未満のお母さんとその赤ちゃん

【内容】出産後退院してから、助産院等で助産師によるケアを受けることができます。

	施設名	住所	電話番号
利用できる施設	助産院ここいやし	肝付町富山 1274-7	0994-65-0910
	産後ケアハウス みつお HOUSE	霧島市隼人町見次 1306-1	0995-55-8782
	鹿児島中央助産院	鹿児島市伊敷6丁目 17-18	099-210-7560
	マミィ助産院	鹿児島市中山町 2598	099-263-5503
内容	・お母さんの産後の体調管理とケア ・授乳方法、赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方などについての相談、サポート		
利用上限	産後1年未満までに原則7日以内。お母さんと赤ちゃんの状況によって、14日間まで延長することができます。		
利用料金	市民税課税世帯 9,000 円/日 市民税非課税世帯と生活保護世帯 3,000 円/日		
双子の場合の追加料金	市民税課税世帯 2,000 円/日 市民税非課税世帯と生活保護世帯 2,000 円/日		

【利用方法】利用申請前に、希望する施設へ各自でご予約をお願いします。

①利用申請

鹿屋市保健相談センターへ申請します。  
申請時に、母子健康手帳と印鑑が必要です。  
代理の方での申請も可能です。

②利用の決定

鹿屋市から利用決定書を送付します。

③産後ケア施設へ入所

④利用料金のお支払い

【申込み・問合せ先】 鹿屋市保健相談センター 電話0994-41-2110